

HP公開用

(別記様式)

特定間伐等促進計画

秋田県八郎潟町

平成26年 1月 6日

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、平成25年度から平成32年度までの8年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、91,880ha(年平均11,485ha)の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本市の間伐の実施状況を勘案して、平成25年度から平成32年度までの8カ年間で30ha(年平均3.75ha)の間伐を行うことを、本町特定間伐等促進計画の目標とする。また、主伐後の確実な再生林も含めた造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、本町の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

3 特定間伐等の実施計画

(1)間伐

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				間伐を実施する森林の現況					間伐の内容			対図番号 又は林小 班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村	字 (大字)又は林班	地番 又は小班	面積	樹種 又は林相	林 齢	立木材積	適用	間伐の方法	間伐立木材積	間伐率 (材積率)			
		秋田県	八郎潟町			2.29	スギ	45			定性					
		秋田県	八郎潟町			1.76	スギ	34.45.51			定性					
		秋田県	八郎潟町			1.2	スギ	51			定性					
		秋田県	八郎潟町			0.58	スギ	60.86			定性					
		秋田県	八郎潟町			0.09	スギ	47			定性					
		秋田県	八郎潟町			1.99	スギ	33.38			定性					
		秋田県	八郎潟町			0.85	スギ	52			定性					
		秋田県	八郎潟町			0.66	スギ	45			定性					
		秋田県	八郎潟町			2.38	スギ	51			定性					
		秋田県	八郎潟町			1.2	スギ	57			定性					
		秋田県	八郎潟町			0.81	スギ	57			定性					
		秋田県	八郎潟町			1.19	スギ	57			定性					
		秋田県	八郎潟町			2.29	スギ	45			定性					
		秋田県	八郎潟町			1.76	スギ	34.45.51			定性					
		秋田県	八郎潟町			1.2	スギ	51			定性					
		秋田県	八郎潟町			0.58	スギ	60.86			定性					
		秋田県	八郎潟町			0.09	スギ	47			定性					
		秋田県	八郎潟町			1.99	スギ	33.38			定性					
		秋田県	八郎潟町			0.85	スギ	52			定性					

事業実施主体	事業実施年度	所在場所				間伐を実施する森林の現況					間伐の内容			対図番号 又は林小班名	交付金希望	備考
		都道府県	市町村	字 (大字)又は林班	地番又は小班	面積	樹種又は林相	林齢	立木材積	適用	間伐の方法	間伐立木材積	間伐率(材積率)			
		秋田県	八郎潟町			0.66	スギ	45			定性					
		秋田県	八郎潟町			2.38	スギ	51			定性					
		秋田県	八郎潟町			1.2	スギ	57			定性					
		秋田県	八郎潟町			0.81	スギ	57			定性					
		秋田県	八郎潟町			1.19	スギ	57			定性					
計						30.00										

※ 枚数が多くなる場合は、別紙としても可。以下の(2)~(6)も同じ。
 ※ 間伐と一体的に実施する他の作業種については、備考欄に記載する。

4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関する事。

本町は零細森林所有者が大半を占めることから、意欲のある森林所有者や地元森林組合に長期の森林経営委託を進め、属地の森林経営計画を作成し経営の規模拡大を図る。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関する事。

経営の受託を担う森林組合等に必要な情報を提供するとともに、消極的森林所有者には集会等への参加を呼びかけ合意形成を図る。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関する事。

搬出間伐に対応するため、林道を補完する林業専用道及び森林作業道の整備を計画的に行う。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関する事。

研修会等を開催し、補助事業・融資制度の活用を呼びかけ導入を促進する。

6 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関する事。

加工コストの低減を図るため、出荷施設の整備や他工場と連携し安定的供給を図る。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関する事。

長期の森林経営委託により地元森林組合等が森林経営計画を作成し、この計画に基づく間伐を積極的に推進することで間伐材の安定供給を図る。

7 人材の育成・確保等

(1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関する事。

新規就業者の参入を図るため、就業規則の改善や高性能林業機械の導入による労働強度の低減に努める。

(2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関する事。

県との連携を密にし普及指導を図りたい。